

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年4月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500664号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600001号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年6月1日から同年5月31日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和60年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和60年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているが、請求期間も継続して勤務していたので請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社の元従業員の給与台帳等から判断すると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和60年6月の厚生年金保険の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500556号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2600001号

第1 結論

平成12年4月から平成14年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月から平成14年3月まで

請求期間については、学生納付特例制度により国民年金保険料を納付することを要しない期間となっていたが、母から「就職時に未納期間があると内定が取り消される可能性があるという噂を聞いたので、早めに納付しておいた方がよい。」と指摘を受け、平成13年10月頃から平成14年3月頃に、約30万円を母に渡し、金融機関の窓口で請求期間に係る国民年金保険料をまとめて納付してもらった。

年金記録によると、請求期間が保険料納付済期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間については、平成12年4月及び平成13年5月に学生納付特例に係る申請が行われ、当該申請が承認されたことにより、国民年金保険料を納付することを要しない期間となっているところ、学生納付特例制度等により国民年金保険料を納付することを要しないとして承認を受けた期間に係る保険料を後から納める（以下「追納」という。）ためには、国民年金法施行令の追納の手続きに関する規定により、国民年金保険料追納申込書を社会保険事務所長（当時）に提出しなければならないとされており、請求者の母が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を追納するためには、追納の申込を行い、当該申込について承認を受け、社会保険事務所（当時）から当該承認に基づく追納申込承認通知書及び追納に係る納付書の交付を受ける必要がある。

しかしながら、オンライン記録において、請求者が請求期間に係る追納の申込を行い、当該申込について承認を受けた旨の記録は確認できず、請求者に対して追納に係る納付書が交付されたことがうかがえる事情は見当たらない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。